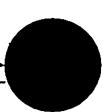


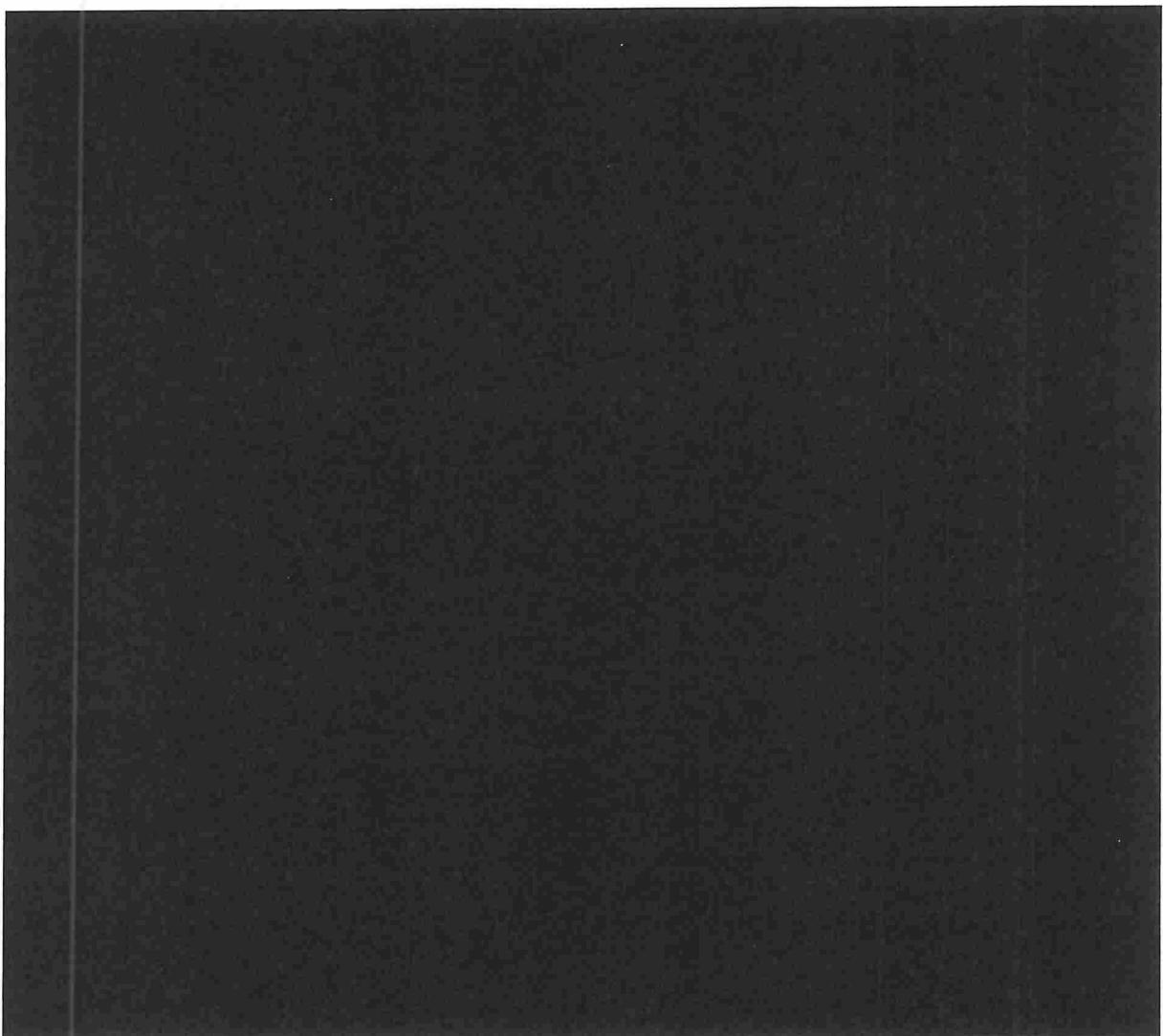
事務総局会議（第7回）議事録

日時	令和2年3月10日（火）午前10時00分～午前10時44分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<ul style="list-style-type: none"> 1 令和元年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第1） 2 令和2年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第2） 3 家事関係機関との連絡協議会について 手嶋家庭局長説明（資料第3） 4 少年関係機関との連絡協議会について 手嶋家庭局長説明（資料第4） 5 首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について 手嶋家庭局長説明（資料第5）
結果	◎ 了承 1, 2, 3, 4, 5

秘書課長 大須賀 寛之
 

事務總局會議資料第1
(3月10日開催)

【令和元年度外国出張計画】



事務総局会議資料 第2
(3月(0日開催)

令和2年度外国出張計画

1 国際会議	合計1人
国際女性裁判官協会総会 (ニュージーランド, 約1週間) 【秘書課】	裁判官1人
2 判事補海外留学研究 (1年)	合計25人
米国×13, 英国×4, ドイツ×2, オーストラリア×2, カナダ×2, ベルギー, フランス	裁判官25人
3 行政官長期在外研究 (2年)	合計9人
米国×6, 英国×2	裁判官8人
英国	一般職1人
4 一般職長期在外研究 (1年)	合計4人
米国×2, オーストラリア, フランス	一般職4人
5 裁判官短期在外研究 (約1か月)	合計5人
米国, シンガポール, ルクセンブルク, カナダ又はオーストラリア	裁判官5人
6 一般職外国司法事情研究 (約2週間)	合計9人
米国, カナダ又はオーストラリア	一般職9人

事務総局会議資料 第3
(3月10日開催)

(令和2.3.10家二印)

家事関係機関との連絡協議会について

- | | |
|--------|--|
| 1 主催 | 各家庭裁判所 |
| 2 期日 | 令和2年4月から令和3年3月までの間で各家庭裁判所の定める日 |
| 3 場所 | 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所 |
| 4 協議事項 | 家事事件の処理に関して連絡調整を要する事項 |
| 5 協議員 | (1) 各家庭裁判所の家事事件を担当している裁判官、裁判所書記官、
家庭裁判所調査官等
各家庭裁判所の定める人数 |
| | (2) 各家庭裁判所管内に所在する関係自治体、福祉関係機関、医療
関係機関、弁護士会その他協議事項に関連する関係機関又は団体
の職員
各家庭裁判所の定める人数 |

(令和2.3.10家一印)

少年関係機関との連絡協議会について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各家庭裁判所 |
| 2 期日 | 令和2年4月から令和3年3月までの間で各家庭裁判所が定める日 |
| 3 場所 | 各家庭裁判所又は各家庭裁判所の定める場所 |
| 4 協議事項 | 少年事件の処理に関して連絡調整を要する事項 |
| 5 協議員 | (1) 各家庭裁判所の少年事件を担当している裁判官、裁判所書記官、
家庭裁判所調査官等
各家庭裁判所の定める人数 |
| | (2) 少年関係機関（少年鑑別所、少年院、保護観察所、児童相談所、
児童自立支援施設等の少年保護関係機関、学校、教育委員会等の
教育関係機関、警察関係機関、検察庁その他協議事項に関連する
関係機関又は団体）の職員
各家庭裁判所の定める人数 |

事務総局会議資料第5
(3月10日開催)

(令和2.3.10家三印)

首席家庭裁判所調査官事務打合せの開催について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 最高裁判所 |
| 2 期日 | 令和2年5月22日（金） |
| 3 場所 | 最高裁判所中会議室 |
| 4 協議事項 | 高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官が行う調整事務に關し考慮すべき事項 |
| 5 協議員 | 各高等裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官 |
| | 8人 |
| 6 参列員 | 家庭裁判所判事 |
| | 4人 |

合計 12人

事務総局会議（第8回）議事録

日時	令和2年3月17日（火）午前10時00分～午前11時49分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、手嶋家庭局長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官
議事	<ol style="list-style-type: none">1 令和2年度外国出張計画について 大須賀秘書課長説明（資料第1）2 会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則について 門田民事局長説明（資料第2）3 特許法による査証の手続等に関する規則について 門田行政局長説明（資料第3）
結果	<ul style="list-style-type: none">◎ 裁判官会議付議 2, 3◎ 了承 1

秘書課長 大須賀 寛之

事務総局会議資料 第1
(3月17日開催)

【令和2年度外国出張計画】

フォーダム大学ロースクール主催国際シンポジウム（米国、約5日間）【行政局】

（令和2年1月27日審査室会議、28日事務総局会議承認分）

当初開催日：令和2年4月16日、17日

→令和2年6月を目指として日程の再調整中

事務総局会議資料 第2
(3月17日開催)

(令和2. 3. 17 民三印)

資 料 目 錄

- 1 会社非訟事件等手続規則の一部を改正する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理 由

表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律の施行に伴い、同法の規定による非訟事件の手続に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）

(傍線の部分は改正部分)

会社非訟事件等手続規則（平成十八年最高裁判所規則第一号）

新

旧

（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に
に関する法律の規定による非訟事件の手続への準
用）

第四十四条の二 第一章の規定は、その性質に反し

ない限り、表題部所有者不明土地の登記及び管理
の適正化に関する法律（令和元年法律第十五号）
の規定による非訟事件の手続について準用する。

(新設)

「の場合において、第三条第一項中「次に掲げる書類」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の登記事項証明書」と、同条第二項中「前項第一号」とあるのは「前項」と、「同号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、第四条中「申立てに係る会社」とあるのは「所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地」と読み替えるものとする。

2

特定不能土地等管理命令又は特定社団等帰属土地等管理命令の申立人は、裁判所に対し、次に掲げる書類を提出するものとする。

- 一 所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地に係る不動産登記法（平成十六年法律第二百二

十三号) 第十四条第一項の地図又は同条第四項の地図に準ずる図面の写し(当該地図又は地図に準ずる図面が電磁的記録に記録されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面)

二 所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面

三 申立人が所有者等特定不能土地又は特定社団等帰属土地の現況の調査又は評価をした場合において当該調査の結果又は評価を記載した文書を保有するときは、その文書

第四十二条第一項の規定は、表題部所有者不明

土地の登記及び管理の適正化に関する法律第二十
一条第三項及び第四項（これらの規定を同法第三十
一条第二項において準用する場合を含む。）の規定
による登記の嘱託について準用する。

事務総局会議資料 第3
(3月17日開催)

(令和2.3.17行一印)

資料目録

- 1 特許法による査証の手続等に関する規則案
- 2 同制定理由
- 3 同新旧対照条文

理由

特許法等の一部を改正する法律（令和元年法律第三号）の一部の施行に伴い、査証の手続等に關し、申立書の記載事項その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

特許法による査証の手続等に関する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

附則第二条関係——執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）

新

旧

（査証の援助）

第三条の三 特許法（昭和三十四年法律第二百二十一

号）第一百五条の二の二第三項の規定による援助（

法第八条第一項第一号の二）の手数料の額は、一

万一千円とする。

（新設）

2 前項の援助を行うべき場所に臨んだ場合において、執行官の責めに帰することができない事由に

よつて同項の援助を実施することができなかつたとき（法第八条第二項第一号）の手数料の額は、四千円とする。

3) 第一項の援助を命じた裁判所は、査証の実施に必要な事項についての協議の状況その他の事情により、第一項又は前項の手数料の額（第三十二条又は第三十三条の規定の適用がある場合にあつては、これらの規定による加算後の額）に、それぞれ第一項又は前項に定める金額の範囲内の額を計算することができる。

（長時間の執務）

第三十二条 第三条の二第一項、第三条の三第一項、第四条から第六条まで、第十条から第十六条ま

第三十二条 第三条の二第一項、第四条から第六条まで、第十条から第十六条まで、第十九条から第

で、第十九条から第二十二条まで、第二十五条から第二十六条の三まで又は第二十八条から第三十条までに係る執務時間が超えるときは、これらの規定に定める手数料の額に、基本執務時間を超える部分が一時間に達するごとに、その手数料の額の十分の三を加算する。ただし、執務時間が基本執務時間を超える場合において、その時間に一時間に達しない端数があるときは、これを一時間とみなす。

(休日等の執務)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 第三条の二第一項、第三条の三第一項、第四条

二十二条まで、第二十五条から第二十六条の三まで又は第二十八条から第三十条までに係る執務時間が超えるときは、これらの規定に定める手数料の額に、基本執務時間を超える部分が一時間に達するごとに、その手数料の額の十分の三を加算する。ただし、執務時間が基本執務時間を超える場合において、その時間に一時間に達しない端数があるときは、これを一時間とみなす。

(休日等の執務)

第三十三条 (同上)

2 (同上)

3 第三条の二第一項、第四条第一項、第五条、第

第一項、第五条、第六条第一項、第十条第一項、
第十一條第一項、第十二条、第十三条第一項、第
十四条から第十七条まで、第十九条第一項、第十
九条の二第一項、第二十条第一項、第二十一条、
第二十二条第一項若しくは第二項、第二十四条か
ら第二十六条の二第一項まで、第二十六条の三第
一項、第二十八条、第二十九条第一項又は第三十
条第一項に定める事務の臨場後中止の場合におい
て、職務を行うための臨場が休日又は夜間に行わ
れたときは、各事務の臨場後中止の場合について
定める手数料の額にその二分の一を加算する。

六条第一項、第十条第一項、第十一條第一項、第
十二条、第十三条第一項、第十四条から第十七条
まで、第十九条第一項、第十九条の二第一項、第
二十条第一項、第二十一条、第二十二条第一項若
しくは第二項、第二十四条から第二十六条の二第
一項まで、第二十六条の三第一項、第二十八条、
第二十九条第一項又は第三十条第一項に定める事
務の臨場後中止の場合において、職務を行うため
の臨場が休日又は夜間に行われたときは、各事務
の臨場後中止の場合について定める手数料の額に
その二分の一を加算する。

附則第三条関係—民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）

新

（証人等の日当の額）

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人、査証人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害

旧

（証人等の日当の額）

第七条 法第二十二条第二項の日当の額は、証人、民事訴訟法第一百八十七条第一項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）の規定による審尋をした参考人及び事実の調査のために裁判所から期日に出頭すべき旨の呼出しを受けた者については一日当たり八千五十円以内、鑑定人、通訳人及び同法第二百十八条第二項（これを準用し、又はその例による場合を含む。）又は公害紛争処理

紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三
二条の三十二第二項の規定による説明者について
は一日当たり七千六百五十円以内とする。

別表第二（第二条の二関係）

五 イシチ（略）	一四（略）	項	
		上欄	下欄
リ 特許法（昭和三十四年法 律第二十一号）の規定に よる査証の命令の申立て	八百円		

法（昭和四十五年法律第百八号）第四十二条の三
十二第二項の規定による説明者については一日当
たり七千六百五十円以内とする。

別表第二（第二条の二関係）

五 イシチ（新設）	一四（同上）	項	
		上欄	下欄

(器)

六
(器)

(同上)

六
(同上)

事務総局会議（第9回）議事録

日時	令和2年3月24日（火）午前10時00分～午前11時29分
場所	総局会議室
出席者	中村事務総長、村田総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、門田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、戸苅家庭局第一課長、大須賀秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官、長崎審議官、福島人事局総務課長
議事	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年春の藍綬褒章受章者の内定について 堀田人事局長説明（資料第1） 2 刑事鑑定研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第2） 3 心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第3） 4 犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会の開催について 安東刑事局長説明（資料第4） 5 法廷通訳に関する研修の開催について 安東刑事局長及び門田行政局長説明（資料第5） 6 保護観察に関する連絡協議会の開催について 安東刑事局長説明（資料第6）
結果	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 裁判官会議付議 1 ◎ 了承 2, 3, 4, 5, 6

秘書課長 大須賀 寛

事務総局会議資料第1
(3月24日開催)

令和2年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名

令和2年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 序	功労業務	氏 名

令和2年春の藍綬褒章受章者名簿(内定)

所 属 庁	功労業務	氏 名
■■■■■	■■■■■	■■■■■

計 ■■■名

事務総局会議資料 第2
(3月24日開催)

(令和2.3.24刑事局)

刑事鑑定研究会の開催について

- | | |
|--------|--|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 令和2年6月から令和3年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所又は学識経験者が所属する大学の研究室等 |
| 4 実施事項 | 刑事事件の鑑定を巡る諸問題 |
| 5 参加者 | (1) 学識経験者
法医学, 精神医学, 薬理学, 心理学, 分子生物学等を専攻する
大学教授又はこれに相当する学識経験を有する者 1人 |
| | (2) 裁判所側
各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官, 裁判所書記官等
各地方裁判所の定める人数 |

事務総局会議資料 第3
(3月24日開催)

(令和2. 3. 24 刑事局)

心神喪失者等医療観察法関係研究協議会の開催について

- 1 主催 各地方裁判所
- 2 期日 令和2年9月から令和3年3月までの間の半日
- 3 場所 各地方裁判所
- 4 協議事項 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による処遇事件の処理上問題となる事項及び実体的な判断の在り方に関して考慮すべき事項
- 5 協議員
 - (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
 - (2) 精神保健判定医及び精神保健参与員候補者
各地方裁判所の定める人数

事務総局会議資料第4
(3月24日開催)

(令和2.3.24刑事局・家庭局)

犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深める
ための研究会の開催について

- | | |
|--------|--|
| 1 主催 | 各高等裁判所 |
| 2 期日 | 令和2年6月から令和3年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各高等裁判所 |
| 4 実施事項 | 犯罪被害者等基本法第19条の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための意見交換等 |
| 5. 参加者 | (1) 各高等裁判所の刑事事件担当の裁判官及びその他の職員並びに各高等裁判所管内の裁判所（簡易裁判所を除く。）の刑事事件又は少年事件担当の裁判官及びその他の職員
各高等裁判所の定める人数 |
| | (2) 意見交換等のテーマに応じた外部有識者等 2人程度 |

事務総局会議資料第5
(3月24日開催)

(令和2.3.24刑事局・民事局・行政局・家庭局)

法廷通訳に関する研修の開催について

名称	主 催 実施庁	期 日	実施事項 対象言語	受講者
① 法廷通訳基礎研修	【主催・実施庁】 各地裁	令和2年4月 から 令和3年3月 の1日間	裁判手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習等 【言語】 各1言語 (東京3言語、大阪2言 語)	通訳人候補者名簿に登載される ことを希望し、かつ、通訳人と しての適性を備えていると認め られる者又は通訳人候補者名簿 に登載されている候補者のうち 法廷通訳の経験がない又は少な い者 【受講者】 各地裁で決定
② 法廷通訳セミナー	【主催】 各高裁 【実施庁】 各高裁管内の地裁	令和2年6月 から 令和3年3月 の2日間	裁判手続及び法廷通訳に ついての講義、模擬通訳 実習、通訳を要する裁判 員裁判の模擬裁判のDV D視聴、座談会等 【言語】 各2言語 (札幌、高松各1言語)	自白事件の法廷通訳であれば難 なく担当することができる者で あって、それほど複雑困難でな い否認事件（裁判員裁判を含 む）の法廷通訳を担当する能力 を備えてもらうために実践的な 知識及び技能を取得してもらう 必要のある者 【受講者】 各高裁で決定 (計124人)
③ 法廷通訳フォロー アップセミナー	【主催】 全高裁（共催） 【実施庁】 東京地裁 大阪地裁	令和2年6月 から 令和3年3月 の2日間	複雑困難な否認事件に対 応できる能力を備えても らうための法的知識や法 制度等についての講義、 模擬通訳実習、座談会等 【言語】 各3言語	ある程度通訳の経験を積んでい る者であって、複雑困難な否認 事件の法廷通訳を担当する能力 を備えてもらうために実践的な 知識及び技能を取得してもらう 必要がある者 【受講者】 各高裁で決定 (計72人)

事務総局会議資料 第6
(3月24日開催)

(令和2.3.24 刑事局)

保護観察に関する連絡協議会の開催について

- | | |
|--------|---|
| 1 主催 | 各地方裁判所 |
| 2 期日 | 令和2年7月から令和3年3月までの間の半日 |
| 3 場所 | 各地方裁判所 |
| 4 協議事項 | (1) 保護観察の実情について
(2) その他 |
| 5 協議員 | (1) 各地方裁判所の刑事事件担当の裁判官及び裁判所書記官
各地方裁判所の定める人数
(2) 主催庁に対応する保護観察所の職員
各地方裁判所の定める人数 |
- なお、保護観察所の職員の人数については、主催庁に対応する保護観察所と協議の上、定められたい。